

密漁の罰則が強化されました！

～ アワビ・ナマコの密漁は3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金～

近年、悪質な密漁が横行し、特に沿岸域で容易に採捕できるアワビやナマコの被害が増えています。

令和2年（2020年）12月1日に施行された改正漁業法により、特定水産動植物に指定されたアワビやナマコの採捕が原則として禁止され、許可なく採捕した者、密漁品と知って譲り受けや運搬などを行った者への罰則が新設されるとともに、無許可漁業や漁業権侵害の罰則が引き上げられるなど、密漁に対する罰則が強化されました。

密漁は、漁業の生産活動や水産資源に深刻な影響を与える行為ですので、絶対にやめてください。

【強化された罰則内容】

特定水産動植物（アワビ・ナマコ）の採捕禁止違反の罪を新設

【罰則】 3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金

【対象行為】 許可、漁業権等に基づかずに特定水産動植物を採捕した場合

密漁品流通の罪を新設

【罰則】 3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金

【対象行為】 密漁した特定水産動植物又はその製品を、情を知って運搬、保管、取得、処分の媒介・あっせんした場合

無許可操業の罪について罰則を引き上げ

許可を受けずに許可対象となる漁業（例：潜水器漁業など）を営んだ者に対して適用されます。

【改正前】 3年以下の懲役又は200万円以下の罰金

【改正後】 3年以下の懲役又は300万円以下の罰金

漁業権侵害の罪について罰則を引き上げ

漁業権の対象となる水産動植物（例：タコ、ウニなど）を権限なく採捕した者に対して適用されます。

【改正前】 20万円以下の罰金

【改正後】 100万円以下の罰金

詳しくは水産庁Webサイトへ

水産庁 密漁対策

北海道水産林務部水産局漁業管理課
TEL (011) 204-5485